

四日市市エコステーション促進事業費助成金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第50号

四日市市エコステーション促進事業費助成金交付規則の一部を改正する規則
四日市市エコステーション促進事業費助成金交付規則（平成30年四日市市規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 (略) (有効期限)	1 (略) (有効期限)
2 この規則は、 <u>令和9年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この要綱は、 <u>令和6年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
3 (略)	3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(環境部生活環境課)